

周南市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正  
する条例制定について

周南市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を  
次のように定める。

令和元年9月2日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正  
する条例

周南市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成15年周南市条例第  
235号）の一部を次のように改正する。

第4条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免  
職」に改め、同号を同条第2号とし、同条中第4号を第3号とする。

第5条第2項第1号中「第3号」を「第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。